

# 荒尾市立荒尾第一小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 1 策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「熊本県いじめ防止基本方針の改訂」に基づき、荒尾第一小学校の全児童が、いじめのない学校生活を送るために必要な措置を講ずることを目的として策定する。

## 2 基本姿勢

学校において、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を取ることが必要である。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、組織体として迅速に対応するため、全教職員でいじめに対する認識を共有し、具体的な取組を全教職員で実施する。

## 3 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等対策のための組織として、教職員からなる校内の組織及び第三者を含む組織を設置し、いじめの未然防止のための措置及び発生時の対応にあたる。また、情報集約担当者を定め、校内においては情報集約担当者を中心に全職員ですべての事案に対応する。(別表1参照)

## 4 いじめ防止に関する具体的な取組

いじめの未然防止と早期発見・早期対応の観点から、学校教育活動全体を通して行う具体的な取組を立案・実施する。(別表2参照)

## 5 関係機関等との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果をあげることが困難な場合には、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等)との適切な連携が必要であり、日頃から情報共有体制を構築しておく。

## 6 児童・保護者への対応等

いじめを認知した場合は、加害・被害双方の保護者に事実関係を伝え、被害児童及び保護者に対する支援と、加害児童及び保護者に対する指導助言を行うとともに、他の保護者等へも当該事案に関する情報を速やかに提供する。

## 7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について学校評価を行い、その結果を公表する。

別表1 いじめ防止等対策のための組織

名 称	いじめ・不登校対策委員会 (校内の組織)	荒尾第一小学校いじめ防止等対策委員会 (第三者を含めた組織)
構 成	校長、教頭、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導主任、情報集約担当者 該当担任 等	校長・教頭・主幹教諭、学校運営協議会、PTA役員代表、SSW、民生児童委員 等
主な役割	実態の把握、未然防止のための取組の実施、発生時の児童への対応 等	未然防止のための取組及び発生時の対応策等の検討 等

別表2 いじめ防止に関する具体的な取組

I 児童への指導

1 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・意見を発表し合える、返しの言葉ができる場面設定
- ・算数科における少人数指導、TT指導の充実

(2) 学習規律の徹底

- ・姿勢保持 発表の仕方 チャイムスタート 学習道具等

(3) 支持的風土の学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、人間関係づくり

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動、代表委員会活動の充実

(6) 人権学習、道徳教育の充実

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・仲間づくり、思い合える気持ちづくり

2 保護者への働きかけや依頼

(1) 自他の命を大切に作る心の育成、携帯電話・インターネット・ゲーム等についてのルールづくり、善悪の判断など家庭教育の在り方についての啓発

(2) 地域での様々な体験活動、地域行事等への積極的な参加の依頼

### 3 地域への働きかけや依頼

- (1) 児童の校区での過ごし方、あいさつ等について、学校や保護者、学校運営協議会、区長会等からの情報提供を依頼
- (2) 児童への声掛け、あいさつを地域や保護者へ依頼
- (3) 学校からのアンケートを学校評価としてまとめ、地域や保護者へ報告

## II いじめの早期発見の取組

### 1 児童への指導

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
  - ・健康観察をするときの声や表情
  - ・保健室等での様子（養護教諭との連絡）
- (2) 個人面談の実施
  - ・前・後期に教育相談週間の設定（5月、9月、1月）
- (3) 生活行動アンケート実施
  - ・生活行動アンケートの実施（5月から3月実施）

### 2 保護者への働きかけや依頼

- (1) 学校生活や友人関係等についての子どもの積極的な会話、服装の汚れや乱れ、ケガ、持ち物等のチェック等についての依頼
- (2) 学校への積極的な相談、情報提供等についての依頼

### 3 地域への働きかけや依頼

- (1) 地域での子ども見守り、学校への積極的な情報提供等についての依頼
- (2) 児童の校区での過ごし方、あいさつ等について情報提供等を依頼

## III 重大事態への対応について

- ・「いじめ不登校対策委員会」を中核として、組織的に対応する。
  - 情報集約担当者を中心としたいじめの情報の収集と記録
  - いじめの情報の迅速な共有
  - 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
  - 指導や支援の体制・対応方針の決定
  - 関係機関との密な連携
  - 保護者との連携
- ・事実関係を明確にするための調査
  - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
    - いつ（いつ頃から）
    - 誰から行われ
    - どのような態様であったか

- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。
- いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性をふまえて、より積極的に関係機関と連携して対応に当たる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

※自死の背景調査における留意事項

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

【参考】「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

<p>【被害児童に対する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○聞き取り等による被害状況の的確な把握</li> <li>○児童の共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束</li> </ul>
--

	○休み時間等の見回りなど被害が継続しない体制作り
	○いじめの原因や背景の調査による根本的解決
	-----
	【被害児童の保護者に対する対応】
	○学校の「被害児童最優先」の姿勢と問題解決に向けた方針の丁寧な説明及び取組への協力依頼
	○被害児童のケアに関する相談対応やアドバイス
	○学校への積極的な相談、情報提供等についての依頼
	-----
	【加害児童に対する対応】
	○事実確認と毅然とした態度での阻止
	○いじめの原因や背景の調査による根本的解決
早	○関係機関等との連携
期	○懲戒権の行使に係る検討
	-----
解	【加害児童の保護者に対する対応】
決	○被害児童への対応、問題解決に向けた方針の丁寧な説明及び取組への協力依頼
の	○加害児童へのケアや対応についてのアドバイス
た	○被害児童・被害児童の保護者への適切な対応についてのアドバイス
	-----
め	【その他の児童に対する対応】
に	○被害児童の苦しさ・つらさについての理解を深める指導
	○「傍観はいじめることと同じ」であることについての指導
	○自分の意志で行動することの大切さの指導
	-----
	【その他の児童の保護者に対する対応】
	○事案の内容と学校の問題解決に向けた方針・取組等についての丁寧な説明及び協力依頼
	○児童と積極的な会話、学校への積極的な相談、情報提供、家庭教育の充実等についての再依頼
	-----
	【地域に対する対応】
	○事案の概要と学校の問題解決に向けた方針・取組等についての説明及び協力依頼
	○地域での児童の見守り、学校や保護者への情報提供等についての再依頼